

岡山県指定構造計算適合性判定機関委任要綱

平成27年5月19日制定

令和2年3月12日改正

令和3年3月26日改正

令和6年5月14日改正

令和6年11月1日改正

第1 目的

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、岡山県知事（以下「知事」という。）が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に法第6条の3第1項及び第18条第5項の構造計算適合性判定を行わせること（以下「委任」という。）については、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 委任基準

委任希望者は以下のいずれにも該当すること。

- 1 判定機関として、法第18条の2第1項の規定による国土交通大臣又は岡山県知事の指定（以下単に「指定」という。）を受けていること。
- 2 岡山県全域を業務区域とすること。
- 3 延べ面積が2,000㎡以下の建築物に関する業務を行う場合においては、判定の業務を行う事務所を岡山県内に置いていること。ただし、次の各号のいずれかに該当する業務については、この限りでない。
 - 一 限界耐力計算法により計算された建築物に関する業務
 - 二 大臣認定プログラムのうち知事が別途指定するもの以外のプログラムにより計算された建築物に関する業務
 - 三 業務を行う事務所を岡山県内に置く全ての判定機関が、当該判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物に関する業務

第3 委任申請方法と変更の届出

委任希望者は、「岡山県指定構造計算適合性判定機関委任申請書（別記様式1）（以下、「委任申請書」という。）」に、また、申請内容に変更（法第77条の35の8第2項及び第3項に掲げる変更を除く。）が生じた場合は、「岡山県指定構造計算適合性判定機関委任申請変更届出書（別記様式2）」に、それぞれ必要事項を記入の上、岡山県土木部都市局建築指導課へ1部提出すること。

第4 委任の更新

委任は、指定が効力を失うまで有効とし、法第77条の35の7第1項の規定による指定の更新を受けた場合は、委任についても更新されたものとみなす。

第5 委任の取消し等

知事は、判定機関が委任基準に適合しないと認める場合には、その委任を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部若しくは一部を行わせないものとする。

(附則)

この要綱は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和6年6月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に委任している判定機関は、第2第3項第三号に規定する業務についても委任したものとみなす。

(附則)

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。